

栃木県庁創造的活動支援制度の実施について

【栃木県版20%ルールの実施】



1 趣旨・目的

県職員の仕事へのやりがい向上を図り、**職員が知見や経験、専門性、熱意を活かして、担当業務以外の創造的な活動に従事**することができる新しい働き方の仕組みを導入する。

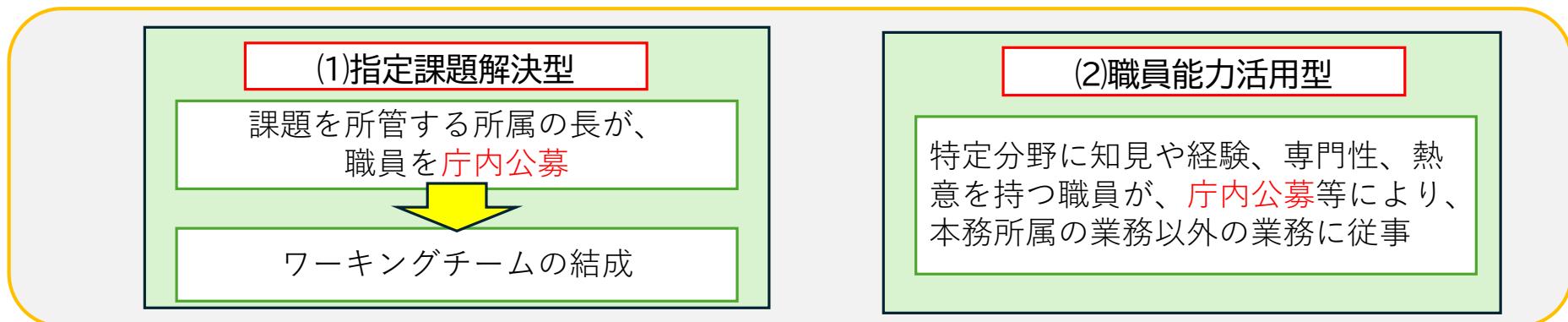
2 制度概要

職員が**勤務時間の一部（20%以内）**を活用し、本務所属の業務以外の企画提案等に係る業務に主体的に従事することができるもの

3 対象職員

全ての部局・課長補佐級以下職員（教員、警察官、会計年度任用職員等を除く）。

4 創造的活動等の類型



5 今後のスケジュール

R8.4～ 試行開始

R9.4～ 本格実施